

令和3年度 町・県民税申告書 記入方法①

1 表面「住所・氏名等」を記入、押印（必ず電話番号を記入）

住所	広陵町 ○○○○○														
	上記住所と同じ <input checked="" type="checkbox"/>														
フリガナ	コウリョウ タロウ				世帯主										
氏名	広陵 太郎 (印)														
生年月日	明・大・昭・平・令	30年	1月	1日生		世帯主との続柄	本人								
個人番号	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	電話番号	0745-00-0000	

2 表面「1 収入金額等」「2 所得金額」を記入

※所得がない方は、裏面の「●所得がなかった人の記入欄」を記入

事業所得（営業等・農業）または不動産所得

(1)裏面「6」、

表面「1 収入金額等(ア～ウ)」を記入。

(2)表面「2 所得金額(①～③)」に収入から必要経費を引いた金額を記入。

利子所得（利子収入）

表面「1 収入金額等(エ)」「2 所得金額(④)」の両方に収入金額を記入。

配当所得（配当収入）

(1)裏面「7」、

表面「1 収入金額等(オ)」を記入。

(2)表面「2 所得金額(⑤)」に収入から必要経費を引いた金額を記入。

(3)住民税が源泉徴収されている場合は、裏面「13」を記入。

総合譲渡所得（短期・長期）または一時所得

(1)裏面「9」を記入。

※特別控除額に50万円を記入。

(差引金額が50万円以下の場合は、その金額を記入。また短期・長期の譲渡所得の両方がある場合は、合わせて50万円になります。その場合、短期で先に控除し、残りを長期で控除します。)

(2)表面「1 収入金額等(コ～シ)」に裏面「イ～ハ」の金額を記入。

表面「2 所得金額(⑩)」に裏面「ニ」の金額を記入。

申告不要制度について

配当所得や譲渡所得(株式)がある方で、住民税が源泉徴収されている場合は、所得税と異なる課税方式が選択できます。所得税は申告し、住民税は申告不要とする場合、裏面「16」に☑してください。また申告の際、住民税が源泉徴収されていることを確認できるものをお持ちください。郵送の場合は、コピーを添付。(確定申告書の写しと年間取引明細書等)

2次ページへ続きます。

令和3年度 町・県民税申告書 記入方法②

2 表面「1 収入金額等」「2 所得金額」を記入

※前ページの続きです

給与所得（給与収入）

(1) 表面「1 収入金額等(カ)」に源泉徴収票の支払金額を記入。

表面「2 所得金額(⑥)」に源泉徴収票の給与所得控除後の金額を記入。

※源泉徴収票がない場合は、裏面「5」を記入し、下の表を参考に給与所得金額を計算し、表面「2 (⑥)」を記入

給与収入金額 (A)	給与所得金額 (a)
～550,999	0
551,000～1,618,999	A-550,000
1,619,000～1,619,999	1,069,000
1,620,000～1,621,999	1,070,000
1,622,000～1,623,999	1,072,000
1,624,000～1,627,999	1,074,000
1,628,000～1,799,999	(A÷4)×2.4+100,000
1,800,000～3,599,999	(A÷4)×2.8-80,000
3,600,000～6,599,999	(A÷4)×3.2-440,000
6,600,000～8,499,999	A×0.9-1,100,000
8,500,000～	A-1,950,000

※(A÷4)は、千円未満の端数は切捨

※複数の給与がある場合は、合算して計算

●所得金額調整控除

次のいずれかの要件に該当する場合は、給与所得金額から控除されます。

要件1 給与等の収入金額が850万を超え、「本人、同一生計配偶者、扶養親族のいずれかが特別障がい者該当」もしくは

「年齢23歳未満の扶養親族を有する」場合、裏面「17」を記入し、給与所得金額(a)から次の控除額を引いた額を表面「2 (⑥)」に記入。

$$\text{控除額} = (\text{給与収入金額} - 850 \text{ 万}) \times 10\%$$

(給与収入金額が1,000万を超える場合、控除額は15万になります。)

要件2 給与所得金額(a)および公的年金等に係る雑所得の金額(b)があり、(a)と(b)の合計額が10万を超える場合、

(a)から次の控除額を引いた額を表面「2 (⑥)」に記入。

$$\text{控除額} = (a + b) - 10 \text{ 万} \quad (\text{上限 } 10 \text{ 万})$$

●上記の**要件1**と**要件2**の両方に該当する場合、要件1の控除後、要件2の額を控除します。

雑所得（公的年金等の収入）

(1) 表面「1 収入金額等(キ)」に源泉徴収票の支払金額を記入。表面「2 所得金額(⑦)」に下の表を参考に所得を計算し、記入。

65歳以上の場合(昭和31年1月1日以前に生まれた方)

公的年金の収入金額(B)	公的年金等に係る雑所得の金額(b)		
	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万以下	1,000万超～2,000万以下	2,000万超
330万以下	B -1,100,000	B -1,000,000	B -900,000
330万超～410万以下	B×0.75 -275,000	B×0.75 -175,000	B×0.75 -75,000
410万超～770万以下	B×0.85 -685,000	B×0.85 -585,000	B×0.85 -485,000
770万超～1,000万以下	B×0.95 -1,455,000	B×0.95 -1,355,000	B×0.95 -1,255,000
1,000万超	B -1,955,000	B -1,855,000	B -1,755,000

65歳未満の場合(昭和31年1月1日以降に生まれた方)

公的年金の収入金額(B)	公的年金等に係る雑所得の金額(b)		
	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万以下	1,000万超～2,000万以下	2,000万超
130万以下	B -600,000	B -500,000	B -400,000
130万超～410万以下	B×0.75 -275,000	B×0.75 -175,000	B×0.75 -75,000
410万超～770万以下	B×0.85 -685,000	B×0.85 -585,000	B×0.85 -485,000
770万超～1,000万以下	B×0.95 -1,455,000	B×0.95 -1,355,000	B×0.95 -1,255,000
1,000万超	B -1,955,000	B -1,855,000	B -1,755,000

雑所得（業務の収入）

(1) 裏面「8」を記入。

(2) 表面「1 収入金額等(ク)」を記入。

表面「2 所得金額(⑧)」に収入から必要経費を引いた金額を記入。

雑所得（その他の収入）

(1) 裏面「8」を記入。

(2) 表面「1 収入金額等(ケ)」を記入。

表面「2 所得金額(⑨)」に収入から必要経費を引いた金額を記入。

令和3年度 町・県民税申告書 記入方法③

3 表面「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」「4 所得から差し引かれる金額」を記入

社会保険料控除・小規模共済等掛金控除

- 表面「3 (13)～(14)」を記入。
- 社会保険料控除分は、表面「4 (13)」に合計額を記入。小規模共済等掛金控除分は表面「4 (14)」に記入。

生命保険料控除 (上限 70,000)

- 表面「3 (15)」に保険の種類ごとに支払った金額を記入。(控除証明書に記載された申告額)
- 表面「4 (15)」に下の表で計算した控除額の合計額を記入。

C：旧制度 (一般生命・個人年金)

支払保険料	控除額
～ 15,000	支払金額
15,001 ～ 40,000	(支払金額÷2) + 7,500
40,001 ～ 70,000	(支払金額÷4) + 17,500
70,001 ～	35,000

D：新制度 (一般生命・個人年金・介護医療)

支払保険料	控除額
～ 12,000	支払金額
12,001 ～ 32,000	(支払金額÷2) + 6,000
32,001 ～ 56,000	(支払金額÷4) + 14,000
56,001 ～	28,000

※1円未満の端数は切り捨て

※同じ種類の保険でC・D両方ある場合、C・Dの控除額が大きい方を適用します。

例) 旧制度の一般生命保険 80,000 円、新制度の一般生命保険 50,000 円、新制度の介護医療保険 50,000 円の支払いがある場合
 旧制度の一般生命保険料控除額は 35,000
 新制度の一般生命保険料控除額は 26,500
 新制度の介護医療保険料控除額は 26,500
 一般生命保険 (旧制度と新制度) は同じ種類のため、控除額の大きい 35,000 を適用します。よって $35,000 + 26,500 = 61,500$ が生命保険料控除額になります。

地震保険料控除 (上限 25,000)

- 表面「3 (16)」に支払った金額を記入。(控除証明書に記載された申告額)
- 表面「4 (16)」に下の表で計算した控除額を記入。

E：地震保険料

支払保険料	控除額
～ 50,000	支払金額÷2
50,001 ～	25,000

F：旧長期損害保険料

支払保険料	控除額
～ 5,000	支払金額
5,001 ～ 15,000	(支払金額÷2) + 2,500
15,001 ～	10,000

※1円未満の端数は切り捨て

※一つの契約でE・Fの両方に該当する場合、控除額の多い方を適用する。

寡婦控除・ひとり親控除

- 表面「3 (17)～(18)」の該当欄に☑
 表面「4 (17)～(18)」に次の控除額を記入。
 ●寡婦控除：26万
 ●ひとり親控除：30万

勤労学生控除

- 表面「3 (19)」の該当欄に☑、学校名を記入。
- 表面「4 (19)～(20)」に次の控除額を記入。
 ●勤労学生控除：26万

3次ページへ続きます。

令和3年度 町・県民税申告書 記入方法④

3 表面「3」「4」を記入 ※前ページの続きです

障害者控除

- (1) 表面「3 (20)」を記入。
 (2) 表面「4 (19)～(20)」に次の控除額を記入。
 ●障害者控除(普通障害): 26万円
 ●障害者控除(特別障害): 30万円
 ●障害者控除(特別障害で同居): 53万円

配偶者控除・配偶者特別控除

- (1) 表面「3 (21)～(22)」を記入。
 (2) 表面「4 (21)～(22)」に下の控除額を記入。

配偶者控除(令和3年1月1日現在の年齢)

配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額		
	～900万以下	900万超～950万以下	950万超～1,000万以下
～48万以下	33万 (配偶者が70歳以上の場合38万)	22万 (配偶者が70歳以上の場合26万)	11万 (配偶者が70歳以上の場合13万)

※あなたの合計所得金額が1,000万を超える場合、控除額はありませんが、配偶者を扶養にとることができます。その場合は、同一生計配偶者欄にしてください。

配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額		
	～900万以下	900万超～950万以下	950万超～1,000万以下
48万超～100万以下	33万	22万	11万
100万超～105万以下	31万	21万	11万
105万超～110万以下	26万	18万	9万
110万超～115万以下	21万	14万	7万
115万超～120万以下	16万	11万	6万
120万超～125万以下	11万	8万	4万
125万超～130万以下	6万	4万	2万
130万超～133万以下	3万	2万	1万

基礎控除

- (1) 表面「4 (24)」に下の控除額を記入。

あなたの合計所得金額	控除額
2,400万以下	43万
2,400万超2,450万以下	29万
2,450万超2,500万以下	15万
2,500万超	適用外

扶養控除

- (1) 表面「3 (23)」を記入。
 ※別居の場合は、裏面「12」も記入
 (2) 表面「4 (23)」に、下の控除額を記入。

扶養控除(令和3年1月1日現在の年齢)

扶養親族の年齢	控除額
16歳未満	0
16歳以上19歳未満	33万
19歳以上23歳未満	45万
23歳以上70歳未満	33万
70歳以上	38万 ※あなたか配偶者の直系尊属で同居の場合45万

※16歳未満の扶養親族について

16歳未満の扶養親族については、控除額はありませんが、住民税非課税基準に影響がありますので、該当する場合は記入してください。

雑損控除

- (1) 表面「3 (26)」を記入。
 (2) 表面「4 (26)」に次の控除額を記入。
 ●次の内、多い方の額。
 ・差引損失額－(総所得金額等の合計額×10%)
 ・災害関連支出の金額－5万
 ※差引損失額＝損害額－補てん額

医療費控除(上限200万)

- (1) 表面「3 (27)」を記入。
 (2) 表面「4 (27)」に次の控除額を記入。
 ●控除額＝支払った医療費の総額－補てん額－**G**
G＝「総所得金額等の5%」と「10万」
 のどちらか少ない額(1円未満の端数は切捨)
 ※「明細書」を作成し、添付が必要です。
 明細書は、医療を受けた方の氏名、病院名、年間に支払った医療費の額、保険等からの補てん額を記入してください。
 ●セルフメディケーション税制(上限8万8千円)を利用する場合は「明細書」以外に「健康への取組が分かるもの」の添付が必要です。「4」の27に次の額と区分に『1』と記入。
 控除額＝対象医薬品購入費－補てん額－12,000

参 考

収入・所得の種類

- 営業等所得…販売、飲食、サービス業、外交員等
- 農業所得…農産物、果樹、家畜等
- 不動産所得…アパート、貸地、貸ガレージ等
- 利子所得…公社債、預貯金の利子等
- 配当所得…株式の配当、余剰金の配分金等
- 給与所得…給料、賞与、俸給等
- 一時所得…生命保険の一時金や賞金、損害保険の満期返戻金等
- 公的年金等…国民年金、厚生年金、共済年金等
※遺族年金、障害年金等を除く
- 業務所得…原稿料、講演料、シルバーの配分金等
- その他雑所得…生命保険契約に基づく年金等
- 総合譲渡所得…土地、建物以外の資産
(機械、特許権、ゴルフ会員権など)
短期：所有期間が5年以下
長期：所有期間が5年起

所得控除の種類（所得から差引かれるもの）

- 雑損控除…災害等で生活用資産に損失を受けた。
- 医療費控除…あなたや生計を一にする配偶者、その他の親族の医療費を支払った。
※申告に明細書を添付する必要があります。
※領収書の添付による適用はできません。
※セルフメディケーション税制の特例(医療費控除と選択適用)…あなたが健康の保持促進および予防への「一定の取組」を行い、あなたや生計を一にする配偶者、その他の親族のために、セルフメディケーション税制対象医薬品購入費を支払った。
- 社会保険料控除…国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、国民年金基金等の掛金等
- 小規模企業共済等掛金控除…小規模企業共済、確定拠出年金法に基づく個人型年金の掛金等
- 生命保険料控除…生命保険料
- 地震保険料控除…地震保険料
- 勤労学生控除…学生で合計所得金額が75万以下
※うち自己の勤労によらない所得が10万以下
- 障害者控除…あなたや同一生計配偶者または扶養親族が障がい者
 - ・ 普通障害(身体3級以下、精神2級以下、療育B)
 - ・ 特別障害(身体1・2級、精神1級、療育A)
- 寡婦控除…①もしくは②に該当する。
 - ①合計所得金額が500万以下で、夫と離婚後再婚をしていない方で、扶養親族(子以外)を有する。
 - ②合計所得金額が500万以下で、夫と死別後再婚をしていない方。
- ひとり親控除…①もしくは②に該当する。
 - ①合計所得金額が500万以下で夫または妻と死別、離婚後再婚をしていない方で、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子(他の方に扶養されている場合は除く)を有する。
 - ②合計所得金額が500万以下で未婚で扶養親族(子)を有する。
- 扶養控除…生計を一にする配偶者以外の親族(16歳未満を除く)の合計所得金額が48万以下(給与収入額で103万以下)
- 配偶者控除…あなたの合計所得金額が1,000万以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万以下(給与収入額で103万以下)
※あなたの合計所得金額が1,000万を超える場合、控除額はありますが、「同一生計配偶者」として扶養にとることができません。
- 配偶者特別控除…あなたの合計所得金額が1,000万以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万超133万以下

税額控除の種類（所得割の税額から差し引かれるもの）

- 調整控除…所得税と住民税の所得控除額の差の負担を調整するもの。
- 寄附金控除…前年中にふるさと納税や奈良県共同募金会、日本赤十字社奈良支部への寄附金などがある場合。
※合計2,000円以上寄附した場合に、一定の額が所得割から控除されます。

町・県民税について

町・県民税は、「均等割」と「所得割」からなります。均等割は、5,500円(年間)、所得割の税率は10%です。